



## 第4章 子ども・子育て支援事業

### 1. 教育・保育の提供区域の設定

#### (1) 区域設定の検討

本市の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備状況等を総合的に勘案し、次の点を重視して教育・保育の提供区域の設定を行います。

- ① 勤務地等、居住エリア以外での利用ニーズにも柔軟に対応できるような区域設定とする。
- ② 一時的な需要の増減に対し、柔軟に対応できるような区域設定とする。
- ③ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の実施状況等、実情に応じた区域設定を行う。

#### (2) 分野別の区域設定方針

分類	事業名	区域
教育・保育	幼稚園・保育所・認定こども園 地域型保育事業	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業 ② 地域子育て支援拠点事業 ③ 妊婦健康診査 ④ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑤ 養育支援訪問事業 ⑥ 子育て短期支援事業 ⑦ ファミリー・サポート・センター事業 ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 時間外保育（延長保育・休日保育）事業 ⑩ 病児・病後児保育事業	市内全域
	⑪ 放課後児童健全育成事業	小学校区

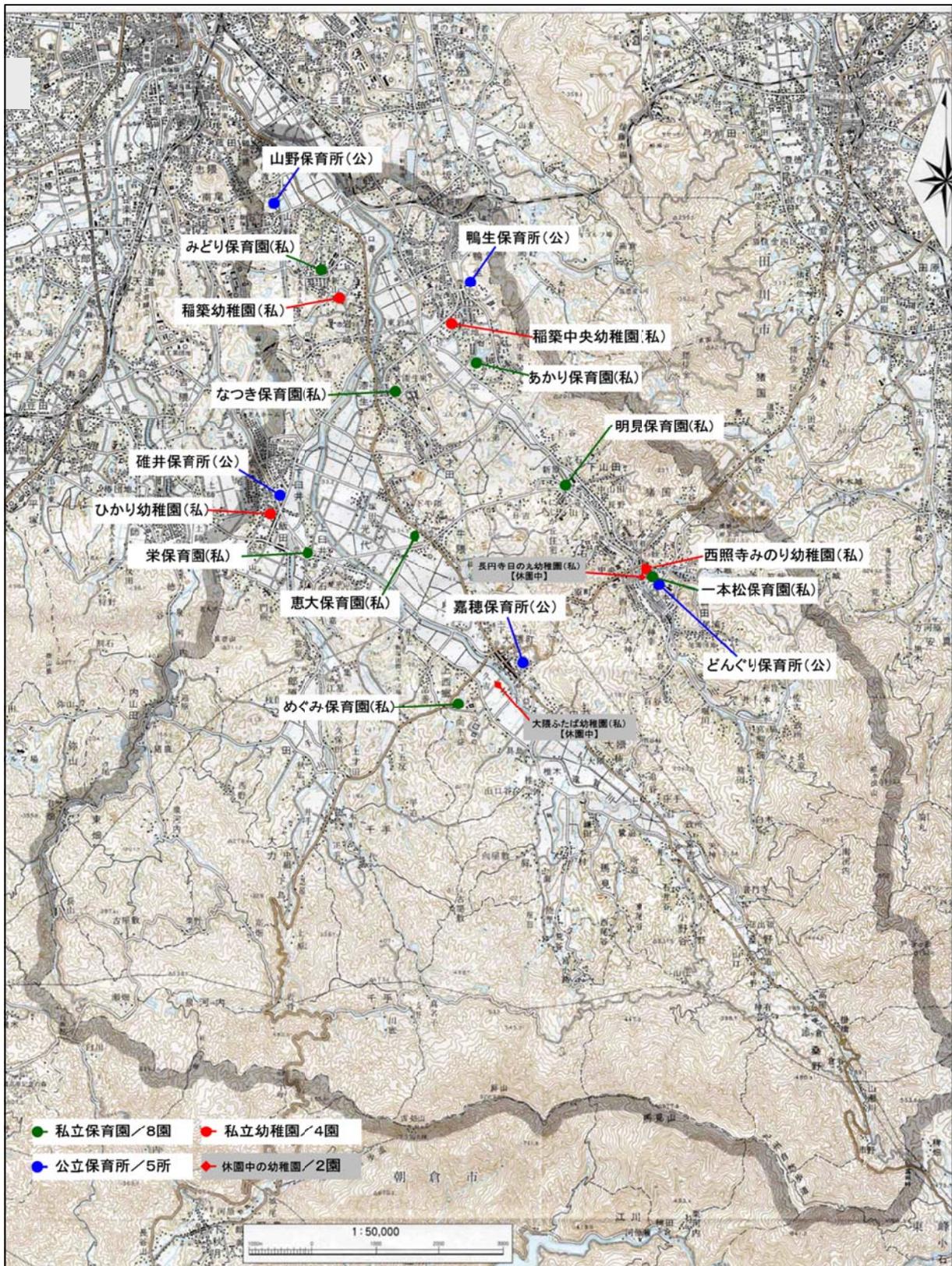
※市内全域：区域数は1

小学校区：区域数は8

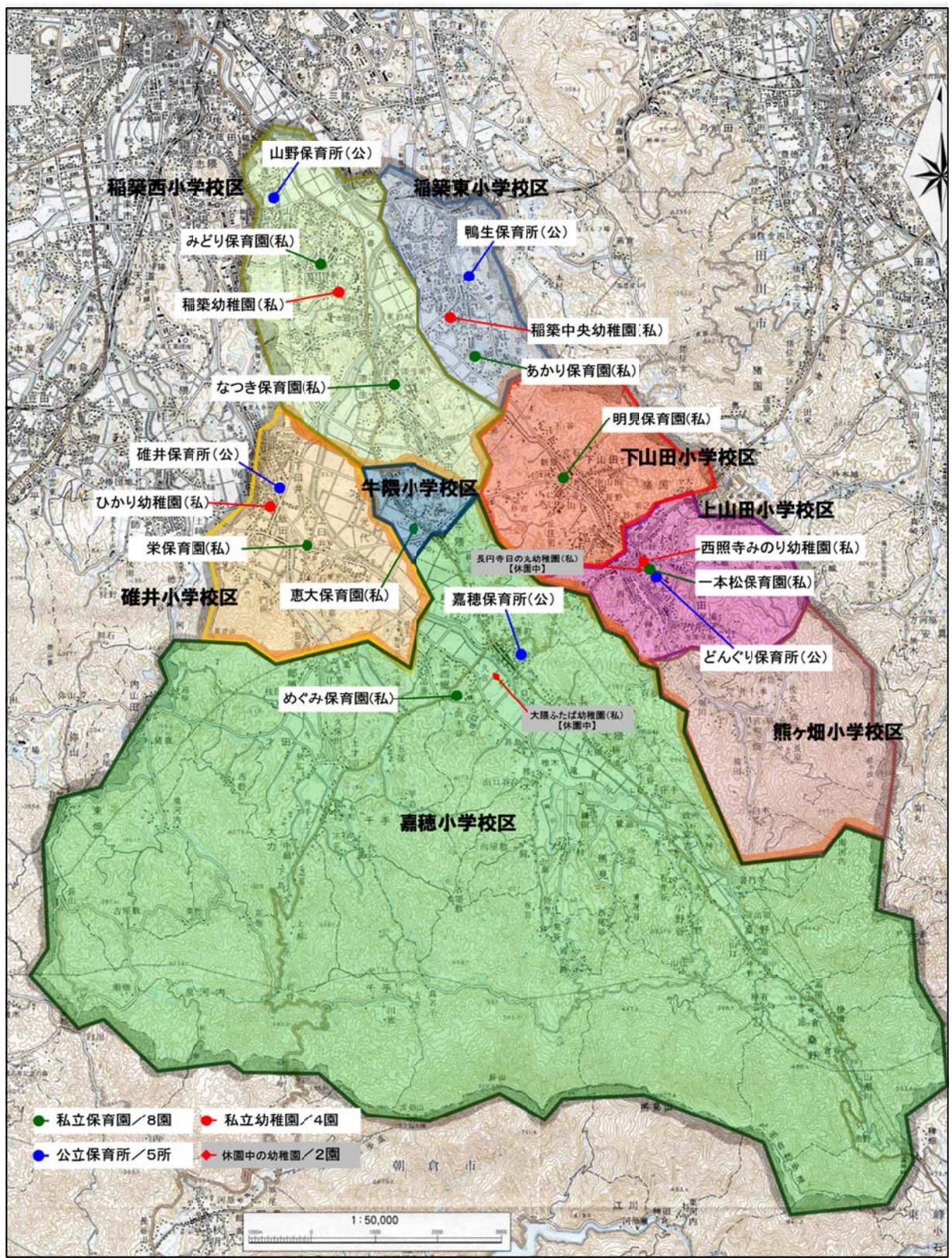
熊ヶ畑小学校、上山田小学校、下山田小学校  
稲築西小学校、稲築東小学校  
碓井小学校  
嘉穂小学校、牛隈小学校



【市内全域の区域図】



【小学校区の区域図】





## 2. 幼児期の教育・保育の充実

### (1) 教育・保育の実績

教育・保育の事業ごとの利用者数の実績は下表のようになっています。

#### ■教育・保育の実績

認定区分 事業種別	利用状況（平成26年度）				
	1号	2号		3号	
		幼児期の学校教育の利用希望が高い	3～5歳	0歳	1、2歳
幼稚園	264				
認定こども園（幼稚園部分）	0				
認定こども園（保育所部分）		0	0	0	
保育所（園）		663	85	371	
小規模保育、事業所内保育等		0	0	0	
計	264	663	85	371	
年齢計	927		85	371	

認定区分＝1号：3～5歳（学校教育のみ）、2号：3～5歳（保育の必要あり）、3号：0～2歳（保育の必要あり）

※幼稚園は、平成26年5月1日の実績、他は、平成26年4月1日の実績

### (2) 教育・保育の見込量及び提供体制確保の方針

ニーズ調査による推計を踏まえつつ、各事業の実績等を総合的に勘案し、32ページのように量の見込み、また、それに対する確保方策を設定します。

### (3) 提供体制確保方策の内容

量の提供とともに、質の高い教育・保育の提供が求められている現代、幼児期の教育・保育施設においては、幼稚園教諭や保育士等への期待が高まっており、重要な役割を担っています。

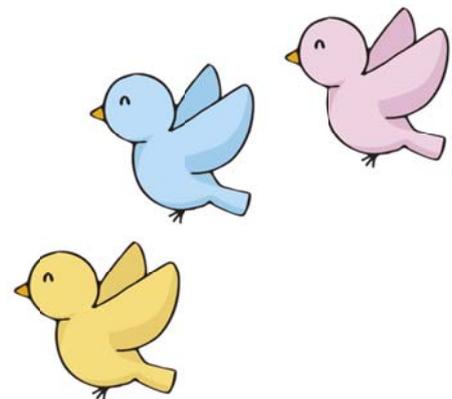
一方、近年、本市の幼稚園、保育所（園）の利用児童数は全体として増加傾向で推移しています。特に、保育所（園）では、0歳児の入所が増えており、0歳児3人に対し保育士1人が必要なことから、保育士不足の一因となっています。また、幼稚園においても幼稚園教諭の不足が見受けられます。

幼稚園教諭や保育士等の不足によって、教育・保育施設への入所を一時待ってもらうなど、スムーズな入所が困難となる場合があり、就業が困難になるなど仕事と子育ての両立に支障をきたすことにもなります。



本市では、教育・保育の提供体制確保の方策として、利用定員の確保とともに、保育士等の確保のため、正規職員の一定数の確保並びにハローワークや市報等の活用による求人情報等の広報を行うなど、非正規職員の確保に努めます。また、県との連携による潜在保育士等の復職支援など、潜在する幼稚園教諭や保育士等の人材活用に対する取り組みを進めます。

さらに、保育体制強化事業や保育士等処遇改善臨時特例事業など国・県の補助制度の活用による幼稚園教諭や保育士等の処遇改善に引き続き取り組みます。





第4章 子ども・子育て支援事業

■教育・保育の見込量及び提供体制確保の方針（年度別）

（単位：人）

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号 3～5歳 教育のみ	2号 3～5歳 保育の 必要あり	3号 0～2歳 保育の 必要あり													
量の見込み(①)	255	645	462	242	622	470	242	636	451	233	623	450	227	623	449	
		1,107			1,092			1,087			1,073			1,072		
確保方策 (②)	教育・保育施設※	515	1,100		515	1,100		515	1,100		515	1,100		515	1,100	
	地域型保育事業※			0			0			0			0			0
②-①	260	△ 7		273	8		273	13		282	27		288	28		

※「教育・保育施設」：幼稚園、保育所（園）、認定こども園

※「地域型保育事業」：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育



### 3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

#### (1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、確実に教育・保育を受け、地域子ども・子育て支援事業等の支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行い、関係機関と連絡調整等を総合的に行う事業です。

#### 1) 量の見込みと確保方策

(単位：実施場所(箇所数))

年度	実績		見込		推 計			
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み	0	0	1	1	1	1	1	
②確保方策	—	—	1	1	1	1	1	
②-①	—	—	0	0	0	0	0	

#### 2) 提供体制の内容

- ① 市役所または嘉麻市地域子育て支援センターに相談員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談対応、助言等を行います。





(2) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援を目的に、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する教室等を行います。

1) 量の見込みと確保方策

(単位：人回)

年度	実績	見込	推 計				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み 上段：1ヶ月間、 のべ利用回数 (下段：1日あたり 利用回数 1ヶ月：22日換算)	474 (21.5)	450 (20.5)	450 (20.5)	450 (20.5)	420 (19.1)	420 (19.1)	420 (19.1)
②確保方策	474 (21.5) 3か所	450 (20.5) 3か所	450 (20.5) 3か所	450 (20.5) 3か所	420 (19.1) 3か所	420 (19.1) 3か所	420 (19.1) 3か所
②-①	0	0	0	0	0	0	0

2) 提供体制の内容

- ① 地域子育て支援センター（3か所）で実施します。
- ② 子育て支援の専門性を有する職員の配置など相談支援機能を強化します。





### (3) 妊婦健康診査

#### 1) 量の見込みと確保方策

(単位：実利用人数(年間))

年度	実績	見込	推 計				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	433	410	410	410	410	410	410
②確保方策	433	410	410	410	410	410	410
②-①	0	0	0	0	0	0	0

#### 2) 提供体制の内容

- ① 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布し、受診を奨励します。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

#### 1) 量の見込みと確保方策

(単位：実利用人数(年間))

年度	実績	見込	推 計				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	304	244	240	240	240	240	240
②確保方策	304	244	240	240	240	240	240
②-①	0	0	0	0	0	0	0

#### 2) 提供体制の内容

- ① 市の保健師等が訪問して事業を実施します。



(5) 養育支援訪問事業

1) 量の見込みと確保方策

(単位：実利用人数(年間))

年度	実績	見込	推 計				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	41	40	40	40	40	40	40
②確保方策	41	40	40	40	40	40	40
②-①	0	0	0	0	0	0	0

2) 提供体制の内容

- ① 保健師等の育児家庭訪問支援員を派遣し、家事援助や育児・栄養の指導等を行います。

(6) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、次の2種類から構成されます。

① 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者が、疾病など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

② 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

1) 量の見込みと確保方策

(単位：実利用人数(年間))

年度	実績	見込	推 計				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	5	5	5	5	5
②確保方策	—	—	5	5	5	5	5
②-①	—	—	0	0	0	0	0

2) 提供体制の内容

- ① 市内に、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等はありませんが、利用が見込まれるため、委託などにより提供体制を確保します。



## (7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業は、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものです。相互援助活動には、子どもの預かりや施設への送迎等があります、本市では、これまで実施していませんが、ニーズ調査等からニーズが把握されているため、実施を検討します。

### 1) 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

年度	実績	見込	推 計				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み 上段：1年間、のべ利用人数 (下段：1日あたり、 利用人数 1ヶ月：22日換算)	0	0	250 (0.9)	250 (0.9)	250 (0.9)	250 (0.9)	250 (0.9)
②確保方策	—	—	—	250 (0.9)	250 (0.9)	250 (0.9)	250 (0.9)
②-①	—	—	△250	0	0	0	0

### 2) 提供体制の内容

- ① 委託等により事務局を設置し、事業を実施します。





(8) 一時預かり事業

保護者の就労・けがや病気など一時的に家庭での保育が困難となる場合や、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するために、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

新制度においては、幼稚園において保護者の子育てを支援するため、希望する児童を教育時間終了後に保育する預かり保育事業を含みます。

1) 量の見込みと確保方策

市内の幼稚園、及び保育所（園）を実施場所とします。

(単位：人日)

		実績		見込		推 計			
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
① 量 の 見 込 み	I 幼稚園の預かり保育 (年間、のべ利用人数)	16,615	17,000	1,300	1,200	1,200	1,200	1,200	
	II 一時預かり事業 (年間、のべ利用人数)			18,000	17,000	17,000	17,000	17,000	
	III 一時預かり事業(※) (年間、のべ利用人数)	880	880	1,050	1,050	1,100	1,100	1,100	
② 確 保 方 策	I 幼稚園の預かり保育	16,615	17,000	1,300	1,200	1,200	1,200	1,200	
	II 一時預かり事業			18,000	17,000	17,000	17,000	17,000	
	III 一時預かり事業(※)	880	880	1,050	1,050	1,100	1,100	1,100	
②-①	I 幼稚園の預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	
	II 一時預かり事業			0	0	0	0	0	
	III 一時預かり事業(※)	0	0	0	0	0	0	0	

※保育所（園）における在園児型以外の事業

2) 提供体制の内容

- I 幼稚園の預かり保育は、幼稚園の延長保育として実施します。
- II 幼稚園において保育が必要な児童の預かり保育として実施します。
- III 保育所（園）における一時預かり事業の実施箇所数を増やします。



### (9) 時間外保育（延長保育・休日保育）事業

時間外保育事業については、平日・土曜日の通常の開所時間を超える延長保育事業を公立保育所（1園）で実施しています。

#### 1) 量の見込みと確保方策

（単位：実利用人数（日））

年度	実績	見込	推 計				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み （1日あたり、実利用人数）	3	10	10	10	10	10	10
うち延長保育 （1日あたり、実利用人数）	3	10	9	9	9	9	9
うち休日保育 （1日あたり、実利用人数）	0	0	1	1	1	1	1
②確保方策	3	10	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0	0	0

#### 2) 提供体制の内容

- ① 通常の開所時間を超える延長保育事業は、引き続き公立保育所1ヶ所で実施します。
- ② 日・祝日に開所する休日保育事業は、今後の利用意向により実施の検討を行います。





(10) 病児・病後児保育事業

1) 量の見込みと確保方策

(単位：人日)

年度	実績	見込	推 計				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み 上段：1年間、 のべ利用人数 (下段：1日あたり、 利用人数 1ヶ月：22日換算)	70 (0.27)	70 (0.27)	260 (1)	260 (1)	260 (1)	260 (1)	260 (1)
②確保方策	70	70	260 (1)	260 (1)	260 (1)	260 (1)	260 (1)
②-①	0	0	0	0	0	0	0

2) 提供体制の内容

- ① 保育所（どんぐり保育所）に病後児保育室「にこにこルーム」を設置して実施しています。今後も病児・病後児保育事業としての実施を検討します。





## (11) 放課後児童クラブ（学童保育所）

保護者が就業又は疾病等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童（1～6年生）に、遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

## 1) 量の見込みと確保方策

小学校区を提供区域とするため、校区別に見込み量を推計すると下表のようになります。

（単位：人）

年度 （1日あたり、実利用人数）	実績		推 計				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
上山田学童保育所 （上山田小学校区） （熊ヶ畑小学校区含む）	93	79	75	72	70	69	68
下山田学童保育所 （下山田小学校区）	46	37	37	35	34	33	31
稲築西学童保育所 （稲築西小学校区）	146	149	152	155	158	163	160
稲築東学童保育所 （稲築東小学校区）	120	134	138	140	140	140	140
碓井学童保育所 （碓井小学校区）	73	74	73	72	72	72	72
嘉穂学童保育所 （嘉穂小学校区）	142	135	129	125	121	116	115
嘉穂第2学童保育所 （牛隈小学校区）	39	36	36	35	34	34	34
計（①量の見込み）	659	644	640	634	629	627	620
②確保方策	807	789	789	789	789	789	789
②－①	148	145	149	155	160	162	169

## 2) 提供体制の内容

① 小学校区ごとに、学童保育を実施します。



## 4. 幼児期の教育・保育の一体的提供

### (1) 認定こども園について

認定こども園が幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、教育・保育施設等の利用状況や私立幼稚園や私立保育園の意向を随時把握するとともに、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育園からの相談に対し、地域の実情や希望する認定こども園の類型等についての助言を行います。

### (2) 質の高い教育・保育の推進方策

- ・幼稚園教育要領や保育所保育指針を踏まえた、教育・保育の提供ができるよう環境の整備に努めます。
- ・嘉麻市保健計画等、他の計画との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育を提供できるよう努めます。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の推進方策

- ・教育・保育施設を利用する子どもやその家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての子どもやその家庭を対象に、ニーズに応じた子育て支援の提供が必要であるため、地域子ども・子育て支援事業の充実に努めます。
- ・地域子ども・子育て支援事業の実施により、妊娠・出産期から育児へと切れ目のない子育て支援の充実に努めます。

### (4) 幼稚園教諭と保育士への研修等について

- ・質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくために、幼稚園教育要領や保育所保育指針で求められている資質の向上などについて、研修の実施に努めます。
- ・幼稚園や保育所（園）の職員が相互に教育・保育についての共通理解を図るため、幼稚園教諭と保育士の合同研修による人材育成に努めます。

### (5) 教育・保育施設と地域型保育事業の相互連携の推進方策

- ・現在、嘉麻市には地域型保育事業を実施する事業所はありませんが、幼稚園や保育所（園）と地域型保育事業との密接な連携が必要であることから、今後、設置された場合には、情報共有や相互連携のための協力体制を図ることが出来るよう合同会議等の開催について検討します。



#### (6) 幼稚園や保育所（園）等と小学校との連携の推進方策

- 幼稚園や保育所（園）での子どもの育ちをそれ以降の生活や学びへとつなげていくことは、幼稚園や保育所（園）の重要な役割です。幼稚園や保育所（園）から小学校へ円滑に接続できるよう就学に向けて、幼稚園や保育所（園）の子どもと小学校在校生との交流や、職員間の交流を行うとともに、保育所児童保育要録により小学校における子どもの育ちを引き続き支援します。また、庁内の関係部署による会議や関係機関による連絡会を開催し密な連携を図ります。





## 第5章 子ども・子育て支援の特定施策

### 1. 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設の利用

#### 1) 産後の休業・育児休業後の就労への復帰の状況

- ・ニーズ調査から、本市の就学前児童の保護者（母親）の71.8%がフルタイムやパート・アルバイトで就労しており、母親の就労率が高くなっています。
- ・そのうち、7.4%が産休・育休・介護休業中となっています。
- ・また、育児休業制度の取得経験は全体の30.3%にとどまっています。
- ・育児休業中または取得後に離職した人が就学前児童で8.5%、小学生児童で6.5%みられ、育児休業の取得とともに、就労への復帰を円滑に移行できる環境整備が必要です。

#### 2) 本市の取り組み

##### ① 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

- ・市ホームページ等による情報提供

市ホームページ等による教育・保育の情報提供により、妊婦や子育て中の保護者が必要な情報を知ることができる環境を整備します。

- ・地域子育て支援拠点での情報提供や相談支援

市内3ヶ所の地域子育て支援拠点により、教育・保育の利用に関し、情報提供を行うと共に、保護者からの相談への対応を引き続き行います。

- ・利用者支援事業による相談支援体制の充実

子ども・子育て支援新制度において新たに創設される利用者支援事業を活用し、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約を行うと共に、情報提供や相談対応等を行うことにより、相談支援体制の充実を図ります。

##### ② 育児休業満了時から確実に保育を利用できる環境整備

保育所（園）への入所の理由として、保護者の就労が大きな割合を占めていますが、本市の現状として、子どもを0歳のときから入所させるなど、入所の時期を早めるといった傾向が伺われます。

また、現在全国的に0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることから、本市では、32ページの提供体制の確保の方針により、育児休業満了時（原則1歳到達時）から、教育・保育を円滑に利用できるよう取り組みを進めます。



## 2. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携

### (1) 児童虐待防止対策

#### 1) 乳幼児虐待の早期発見と予防

- 保護者による虐待の早期発見のため、幼稚園・保育所（園）への入所・入園時や日常保育での早期発見に努めるとともに、乳幼児健診や新生児訪問等の機会を活用し、子どもの発達・発育と親子関係等を見守りながら、育児支援及び児童虐待の早期発見に努めています。
- 今後も、幼稚園教諭や保育士、保健師を中心に、関係機関との連携を図り、虐待の早期発見に努めます。また、虐待のきっかけとなる子育てのあらゆる場面における保護者の悩みや不安を軽減し、精神的な問題や生活上のストレス等を抱える保護者の早期発見に努めます。

#### 2) 訪問事業による相談支援の充実

- 乳児のいる家庭に対し、保健師や助産師等による訪問を行い、子育て支援に関する必要な情報提供と様々な育児相談に応じながら、必要な保健指導を行っています。（乳児家庭全戸訪問事業）
- また、子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭を対象に訪問を行い、養育に関する助言等を行っています。（養育支援訪問事業）
- 今後も、これら訪問事業を継続して実施するとともに、関係機関の連携強化、対象家庭の把握のための様々な機関との幅広い連携を行うことにより、相談支援の充実を図ります。

#### 3) 関係機関との連携

- 本市では、要保護児童の適切な保護を図るため、嘉麻市要保護児童対策地域協議会を設置し、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行っています。
- 今後も、児童虐待等に関する諸問題の早期発見及び早期解決を円滑にするため、実務者会議等を適宜開催し、情報共有と具体的な処遇検討を行います。また、関係機関同士の連携を強化し、要保護児童等に対する多方面からの効果的な支援に努めます。
- また、本市だけでの対応が困難と判断されるケースについては、児童相談所等への連絡をはじめ、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行う体制の充実を図ります。
- 児童の保護者が疾病や仕事などの理由で、一時的に児童の養育が困難になった場合に児童を預けることができるよう、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携を図りながら、必要な支援を実施します。



## (2) ひとり親家庭の自立支援

### 1) ひとり親家庭の現状

- 本市における、ひとり親家庭は596世帯（平成22年国勢調査）となっています。
- ひとり親家庭は、子育てをする上で経済的・社会的に不安定な状態にあることが多く、家庭生活においても様々な困難を抱えています。

### 2) 本市の取り組み

- 本市では、母子家庭等に対する児童扶養手当の支給など、様々な経済的支援や相談体制の充実、就労促進のための事業などを行っています。
- 今後も、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針、福岡県の自立促進計画等に即して、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策・経済的支援策等の総合的な自立支援の推進に努めます。



### (3) 障がいのある子ども等※に対する施策の充実

(※発達障がいを含みます。以下同じです。)

#### 1) 乳幼児健診による疾病等の早期発見と受診率の向上

- 乳幼児健診により、発育・発達の遅れを早期に発見し、専門機関につないだり、療育訓練を紹介する等、必要な指導・助言を行っています。また、乳幼児期に必要な栄養について、栄養士による個別指導や子どもの事故防止について、パンフレット等の配布を行い、普及啓発に努めています。
- 今後も、妊婦及び乳幼児に対する健康診査等を推進します。また、未受診者の中には、養育能力や生活環境等の問題を抱えるケースが多いため、関係機関と連携を図りながら受診率の向上に努めます。

#### 2) 障がいのある子ども等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実

- 乳幼児健診等により、発達面で支援が必要であるとされた子どもに対し、療育訓練を行っています。(運動、言語、心理の専門職による個別の相談のほか、保育士等による小集団療育も実施し、充実を図っています。) また、精神又は身体に障がいがある20歳未満の児童の養育者に対して、特別児童扶養手当の支給を行っています。(市は受付事務を行い、認定・支給は県が行います。)
- 療育訓練においては、今後も関係機関と連携し早期対応、早期支援に努めます。また、特別児童扶養手当においては、制度や支給手続きなどについて十分な情報提供に努めます。

#### 3) 幼稚園・保育所(園)・学童保育所における受け入れ体制の充実

- 障がいのある子ども等についても、幼稚園や保育所(園)、学童保育所への受け入れを行っています。今後も、利用できるよう受け入れ体制の充実を図ります。
- また、障がいのある子ども等の保育事業を円滑に実施するため、障がいのある子ども等の受け入れを行う保育所(園)に対し、必要な保育士の加配を行っています。今後も引き続き、これらの取り組みにより、障がいのある子ども等の保育活動の充実と児童福祉の増進に努めます。

#### 4) 障がいのある子ども等の自立、社会参加のための必要な力を培うための取り組み

- 幼稚園や保育所(園)、学童保育所において、障がいのあるまたは可能性がある子どもに対して、幼稚園教諭や保育士等が専門的な知識を有することが少ないため、専門的知識を有する相談員が巡回して相談対応を行っています。それぞれの子どもたちにあった支援方法の助言などにより、幼稚園教諭・保育士等の知識向上や適切な支援につながります。また、保護者の相談対応も行っています。今後も巡回相談を実施し、特に近年増加傾向にある発達障がいを含む障がいのある子ども等の成長や発達に向けた支援の充実に努めます。



### 3. 職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備施策との連携

- 1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し
  - ・男性・女性が共に子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、子ども・子育て支援施策の充実のみならず「働き方の改革」による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の双方を早期に実現することが必要です。
  - ・本市では、男女共同参画社会の実現のための取り組みの1つとして、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する情報提供を行っています。
  
- 2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
  - ・仕事と子育ての両立は、働く保護者にとって大きな問題であることから、通常保育事業や学童保育所（放課後児童健全育成事業）をはじめ、病後児保育事業や延長保育事業等、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの提供を行っています。
  - ・今後も、保育ニーズを把握し、地域の特性に応じた両立支援対策の充実を図るとともに、関係法制度等の情報提供に努めます。



## 4. 子どもの心身の健やかな成長を支えるための取り組み

### 1) 食育の推進

- 本来、「食育」の中心は家庭にあるものですが、近年、核家族化や社会環境の多様化による保護者の生活観や食環境、生活スタイルの変化等により、家庭によって偏りが生じ、子どもの朝食欠食などの食習慣の乱れから、健康上の様々な問題が生じています。
- そこで本市では、乳幼児期の食育の推進として、幼稚園や保育所（園）において、おやつ作りや園庭などにおける野菜作りの体験などの取り組みを行い、また、保護者に対する園だよりや給食だより、保健だよりを通じて、食や健康に関する啓発を行っています。引き続きこれらの取り組みによる「食育」の推進を図ります。

### 2) 児童体力等向上事業

- 近年、子どもの体力低下、学力低下、情緒的問題、コミュニケーション問題などが、全国的に深刻な問題となっています。本市では、このような子どもを取り巻く問題を解決しようと、平成23年度から市内の全公立保育所においてコーディネーショントレーニング※による児童体力等向上事業を実施しています。また、この取り組みは市内の私立保育園や私立幼稚園の中でも取り入れられるなど、市内での取り組みが進んでいます。
- この取り組みにより、「教えていないのに、いつの間にかクラスの半数以上の子どもが逆上がりが出来ている。」「ケガをする子どもが圧倒的に減った。」「落ち着いて話が聞けるようになった。」「運動だけでなく何事にも積極的に取り組むようになった。」など、「体力・運動能力の向上」のみならず、「考える力」「コミュニケーション能力」「情緒面」など、子どもたちに大きな変化が現れています。本市では、今後も引き続きコーディネーショントレーニングによる児童体力等向上事業を実施し、児童体力等の向上とともに、子どもたちの知性、感性を育む取り組みを進めます。

※ 徳島大学大学院 荒木秀夫教授が提唱する、特定の能力を特化させるのではなく、能力の組み合わせによって全体的に能力を向上させるという『コーディネーション理論』により、運動による神経刺激と脳の関係に基づいたプログラムで、1つ1つの簡単な動きを組み合わせることにより、大きな力を発揮するトレーニングです。一般的にスポーツや運動に関して、運動の技術・技能の獲得を目的としたものを「コーディネーショントレーニング」と呼ぶ場合が多いが、独自のトレーニングとしての学術的意味で「コーディネーショントレーニング」という用語を用いています。





## 第6章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼児期の教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、必要に応じて、市民の意見を聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで子ども、子育て支援の環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

### 2. 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、本計画に基づく施策の進捗状況や計画の成果について、点検・評価を行います。

評価にあたっては、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を毎年度行い、その結果を公表します。なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

